

令和8年度 学校いじめ防止基本方針

茂原市立本納小学校

1 基本方針

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
【いじめ防止対策推進法（以下「法」） 第2条】

(2) 基本方針

- ①学校「学校いじめ防止基本方針」の策定にあたっては、令和3年12月に策定された「茂原市いじめ防止基本方針」及び「茂原市いじめ防止対応マニュアル（改訂版）」を踏まえ、本納小学校の教職員の意見、及び児童保護者の意見を広く取り入れて決定するものとする。
- ②いじめは、人として決して許されない行為ではあるものの、いじめはどの子にも、どの学校でも起こり得ることを基本的な考えとして、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組み、いじめのない学校づくりをする。
- ③言葉や暴力によるものだけでなく、インターネットを媒体とするいじめへの対応等、職員の研修を充実させ資質向上を図るとともに、家庭や地域、関係機関との連携のもとに、信頼関係の構築と人権の尊重によるいじめの撲滅を目指していく。
- ④いじめの実態及びいじめがあった際の聴取内容については、個人情報保護を考慮しながら、積極的に情報提供をするとともに、隠蔽をすることのないようにする。
- ⑤いじめ防止に対する具体的な方策については、児童や保護者に取組の内容や成果についての意見を聴取し、効果の検証と取組の改善を図る。

(3) 内容

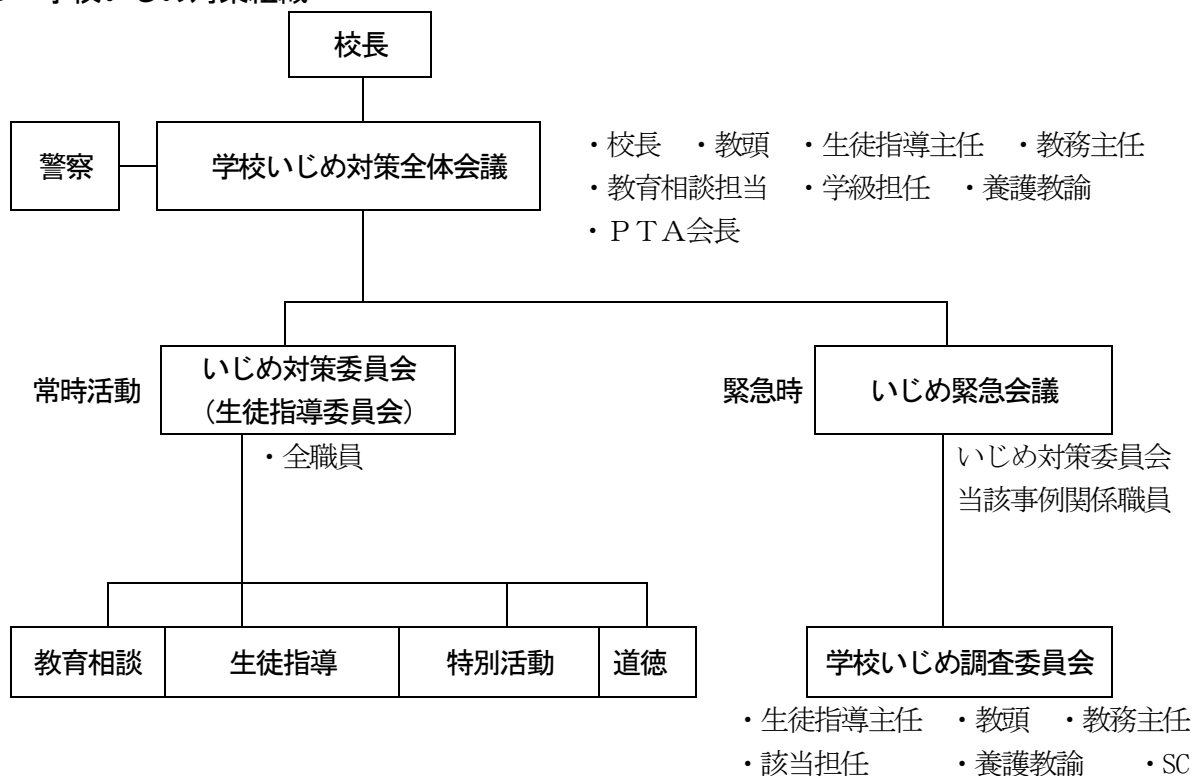
- ①いじめの防止等の対策のための組織（法 第22条）
- ②いじめの防止等に対する取組
 - ア いじめの未然防止のための取組
 - イ いじめの早期発見のための取組
 - ウ いじめがあった場合の措置
 - エ 年間計画作成
- ③重大事態への対処（法 第28条）
- ④教育委員会、関係機関との連携

2 児童の実態

令和7年度におけるいじめと疑われる行為のうちで多いもの

- ①嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ②冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる
- ③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ④業間、昼休みに遊ぶ際の仲間外れ
- ⑤「LINE」アプリによるトラブル（グループから外される 友達の情報を他の友達に勝手に伝える）

3 学校いじめ対策組織



4 いじめの防止等に対する取組

(1) いじめの未然防止のための取組

- ①児童には、いじめは絶対に許されるものではないことについての指導を徹底するとともに、人権教育の立場から、相手を尊重し認める態度を育成する。
- ②保護者や地域に対しては、ホームページで「学校いじめ防止対策基本方針」を公開するとともに、学校だよりで、いじめ防止に対する方針や取組の状況を広報する。
- ③「いじめ防止強化月間（4月）」（県条例第16条第2項）において、児童生徒の主体的な活動、教育相談体制の充実、保護者への啓発活動等を行う。
- ④教職員の言葉が児童を傷つけたり、いじめを助長したりすることのないように十分に配慮する。
- ⑤過度の競争意識、勝利至上主義等が児童のストレスを高め、いじめを誘発しないよう努める。
- ⑥生徒指導の機能を生かしたわかる授業の展開を目指す。
- ⑦道徳教育の充実を図り、道徳的实践力を養う。
- ⑧ピア・サポートの効果的な活用や特別活動の充実により、人間関係力を育成する。
- ⑨いのちを大切にするキャンペーン等、児童会活動の充実を図り、児童が主体となったいじめ撲滅の取組を支援する。
- ⑩「いじめ対策委員会（生徒指導委員会）」を月1回開催し、以下の内容についての会議を行う。
 - ・各学年の状況についての情報交換
 - ・いじめ防止についての計画の確認
 - ・いじめ防止対策についての検証と計画の修正
- ⑪いじめが容認されることの無い学級づくりを目指す。
 - ・基本的なルールがしっかりと守られている学級。（人を傷つけることは言わない・やらない 等）

(2) いじめの早期発見のための取組

ア アンケート調査や面談等

- ①6月16日、11月16日、1月25日（1～5年生）、2月22日（6年生）の年間3回、いじめに関する調査（学校生活アンケート）を行う。
- ②アンケート調査実施後、各学級で児童への教育相談を行う。
（問題状況を把握し、児童の悩みが解決するように、手立てを講じる。）
- ③保護者との面談（7月、12月）の際には、アンケートに基づいた内容を盛り込む。

イ いじめの相談や通報等

- ①学校における相談窓口は、教頭（生徒指導主任）とし、学校だより等で家庭への周知を図る。
- ②学級担任以外の教育相談担当を児童に周知し、相談しやすい環境づくりをする。
- ③「いじめゼロ宣言」を各学級に掲示し、「話す勇氣」の啓発を行う。

ウ その他

- ①担任を中心として、日常での児童の人間関係を掌握し、教職員がいじめの芽を早期発見できるようにする。
- ②校長室前に「相談箱」を設置し、いじめ等に関する相談をしやすい環境を整える。
- ③昼休み等授業時間以外の児童の人間関係を観察する等、日常的にいじめの早期発見に取り組む。
- ④いじめを知った場合、いじめらしいと認知した場合は、学校の相談窓口に通報する旨、保護者に周知する。
- ⑤外部の相談機関や電話相談の情報を本人や保護者に周知する。

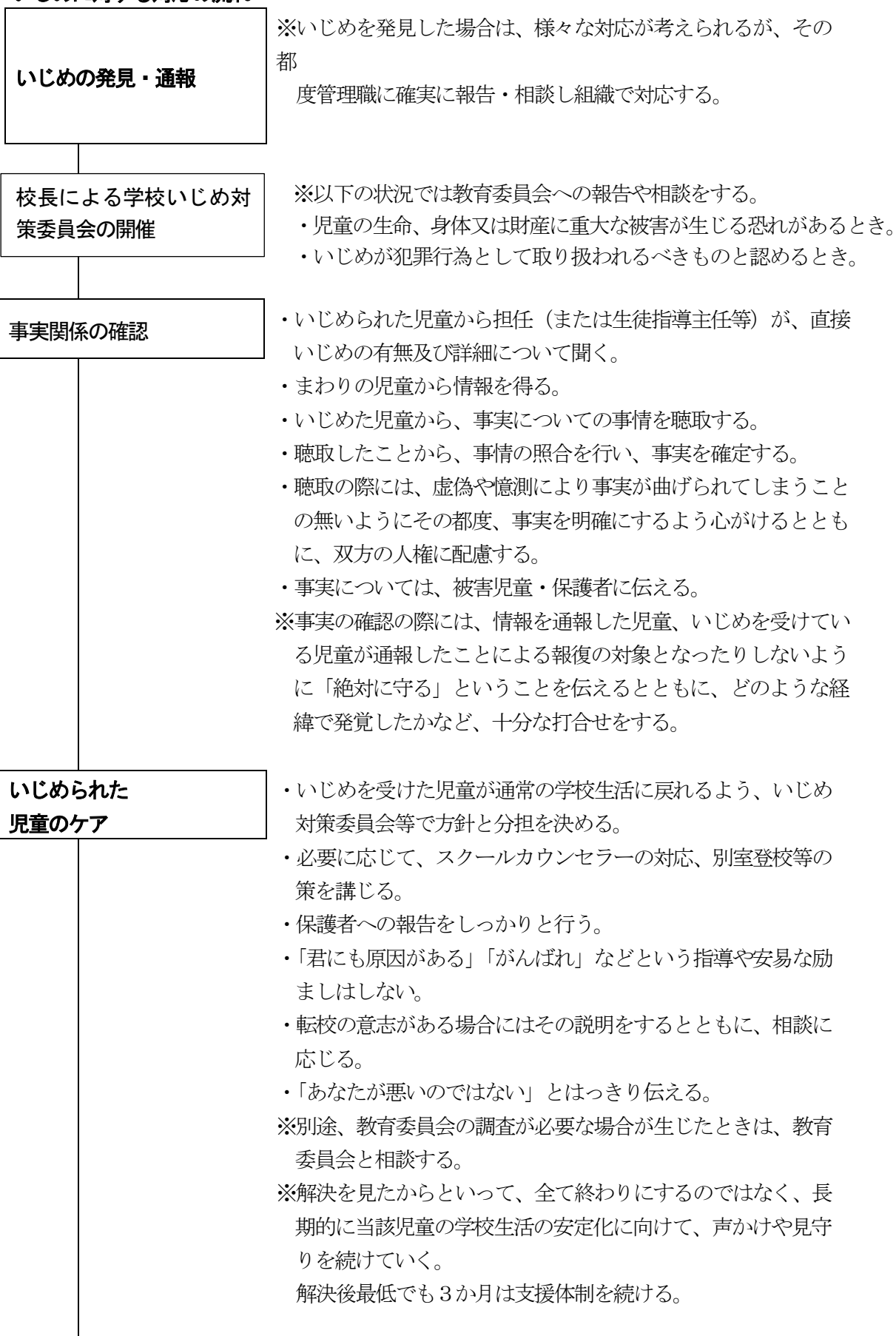
千葉県子どもと親のサポートセンター	0120-415-446
24時間子供SOSダイヤル	0120-0-78310
千葉県警察少年センター（ヤング・テレホン）	0120-783-497
子どもの人権110番	0120-007-110
千葉いのちの電話	043-227-3900
東上総教育事務所相談室	23-4460
千葉県警察外房地区少年センター	22-3741
茂原市青少年指導センター	22-4466
茂原市教育委員会学校教育課	20-1558

(3) いじめがあった場合の措置

ア 基本的な考え方

- ①いじめ被害児童のケアを最優先とするが、被害児童、加害児童ともに正常な学校生活を送ることができるよう、改善をすることを基本とする。
- ②いじめは被害者にも問題があるとの考えに陥らないよう、十分な注意を払う。
- ③いじめ被害者や保護者を第一に考え、被害者や情報提供者を徹底して守り抜くことを伝える。
- ④いじめへの対応は、基本的には「いじめ防止等の対策のための組織」を中心としてあたる。
- ⑤必要に応じて所轄警察署等の関係機関との連携を密にする。
- ⑥いじめ被害者が落ち着いて学校生活を送ることができるよう、別室授業等の措置も考える。
- ⑦いじめが「解消している」状態としては、少なくとも次の2つの要件を満たしていることとする。
 - ・いじめに係る行為が、少なくとも3か月以上止んでいること
 - ・被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

イ いじめに対する対応の流れ



**いじめた児童の指導
保護者への助言**

- ・いじめは決して許さないことを分からせ、責任転嫁等を許さない。
- ・いじめは、人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・いじめは、人として許されない行為であることを自覚させる。
- ・いじめを生じた児童の背景にも目を向け、加害者や周辺児童への聞き取りをする場合、暴言や威圧等、不適切な聴取方法を禁止する。
- ・必要に応じて、心理や福祉の専門家、教員・警察経験者など外部の専門家の協力を得るようにする。
- ・確認した事実を迅速に保護者に伝え、事実に関する保護者の理解や納得を得た上で、学校と保護者が連携して今後の対応ができるように保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行っていくようにする。
- ・場合によっては、学校教育法第35条に示された出席停止の措置について、教育委員会と相談をする。

**いじめが起きた
集団への対応**

- ・はやし立てるなど、同調していた児童には、それらの行為がいじめに加担することであることを理解させる。
- ・見ていた児童に対しては、自分の問題として捉えさせるとともに、誰かに知らせる勇気をもつように指導する。

ウ インターネットを介するいじめへの対応

- ①学級活動等でインターネットやSNSを利用する際のルールやモラルについて指導をする。
- ②一人一台配付された学習用タブレットPCにおいては、ID・パスワードを設定し、不適切な使用がないか管理する必要がある。
- ③青少年指導センターと連携し、ネットパトロールの結果に注意を払う。
- ④名誉棄損やプライバシーの侵害があった場合は、プロバイダに削除を求める。
- ⑤情報の削除が困難な場合やトラブルが複雑な場合は、警察署に援助を求める。
- ⑥フィルタリング等、保護者への啓発活動を行う。
- ⑦職員の研修を行い、職員の知識や指導技術の向上を図る。

<「ネット上のいじめ」に関する4つの提案>

- ①ケータイ・ネットに関する正しい知識を持ち、利用の実態に目を向ける。
 - ・携帯電話やインターネットが有しているメディア特性等に関して、保護者と教師がしっかりと学び、理解を深める。
 - ・児童の携帯電話やインターネットの利用の実態を把握する。
- ②「情報モラル」についてしっかりと指導し、児童にネットのリスク回避能力を身に付けさせるとともに、ルールを確実に守らせる。
 - ・児童に対して「情報モラル」に関する指導をしっかりと行っていく。
- ③普段からチェックをしっかりと行い、発見した場合は迅速かつ適切な対応をする。
 - ・ネット上の巡回、閲覧活動に協力し、未然防止や問題兆候の把握に努める。

- ・「ネット上のいじめ」を発見した場合は、被害児童のケアとともに、サイト管理者やプロバイダ等への書き込みの削除要請など、迅速かつ適切な対応をとる。
- ④いじめられた児童を守り通す。
 - ・家庭と連携し、いじめを受けた児童へのきめ細かなケアを学校全体として行い、最後まで守り通す。
 - ・誹謗、中傷の書き込みを行った児童等への指導を適切に行う。

5 重大事態が発生した場合

(1) 重大事態の基準（法及び国基本方針から要約）

- ・いじめにより、児童の生命、心身、財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - 自殺を企図した場合
 - 身体に重大な障害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
- ・いじめにより、児童が30日以上欠席を余儀なくされた場合
- ・児童や保護者から同様の内容での訴えがあった場合は、重大事態とする。

(2) 重大事態の報告（法 第30条）

重大事態が発生した場合には、速やかに教育委員会に報告をする。

(3) 重大事態への対応

※重大事態の発生については、特に詳細な記録を残す。

①連絡体制

発見者 → 担任 → 学年主任 → 生徒指導主任 → 教頭 → 校長 → 茂原市教育委員会 → 市長

②いじめ対策組織の招集（法 第28条）

- ・いじめ緊急会議を招集し、事案についての概要の把握と今後の計画を立てる。
- ・いじめ緊急会議は、いじめ調査委員会を招集し、いじめの実態把握を行う。なお、いじめ調査委員会の委員長は生徒指導主任が務める。また、調査の専門的な知識や経験を有する第三者に参加を図り、公平性を高めるためにスクールカウンセラーの参加を依頼する。さらに、状況に応じて、警察関係者の参加も依頼する。

③事実関係を明確にするための調査（法 第28条）

- ・調査にあたっては、いじめを受けた児童及び保護者に調査の目的や内容、結果の公表の仕方について、十分に理解を得る。

ア いじめられた児童からの聞き取りが可能な場合

- 当該児童及び関係職員、関係児童から聞き取り、または、質問紙調査を行う。
- 当該児童の学校復帰が阻害されることの無いように、当該児童や情報を提供してくれた児童の安全を最優先にする。

イ いじめられた児童からの聞き取りが不可能な場合

- 保護者の要望や意見を十分に聴く。
- 関係職員、関係児童から聞き取り、または、質問紙調査を行う。

ウ 調査結果の情報提供

- 調査結果については、いじめられた児童及び保護者に結果の提供を行う。
- 調査結果については、茂原市教育委員会に結果の報告を行う。

④いじめた児童への指導

- ・いじめた児童への指導については、「4 (3) いじめがあった場合の措置」に準ずる。
- ・学校教育法第35条に示された出席停止の措置及び傷害事件での扱いも視野に入れて、警察との連携をとる。
- ・報道や事実に関する話題の拡散により、いじめた児童の人権が侵害されることも考え、関係機関や保護者との連携を密にする。
- ・いじめられた児童との人間関係の再構築、周りの児童との人間関係の再構築、本人の学校生活での目標設定等、いじめた児童の学校生活の充実及び自己実現に向けて、継続的に指導をしていく。

⑤いじめられた児童への指導

- ・いじめられた児童への指導については、「4 (3) いじめがあった場合の措置」に準ずる。
- ・いじめられた児童の安全と学校生活の安定を最優先に考え、学習や生活の場所、スクールカウンセラー等の相談体制、学校全体での見守り体制、登下校での見守り体制、保護者との連絡体制、関係機関との連携等、当該児童の支援体制をとる。
- ・まわりの児童による支援体制や人間関係づくりの支援等、当該児童が不安なく学校生活を送ることができる環境を整える。

6 公表、点検、評価等

(1) 基本方針、年間計画の公開

策定した学校基本方針や年間計画は、学校のホームページなどで公開する。

(2) 基本方針、年間計画の見直し

具体的な施策ごとに設定した目標について、その進捗情報を定期的に確認し、年度末に目標の達成状況（活動実績）を評価する。また、評価に関しては、目標の達成状況（活動実績）を評価するとともに、それらの取組がいじめ防止にどのように効果があったのかについて考察し、取り組み内容や方法の見直しを検討する。このような取組を通して、策定した学校基本方針や年間計画をPDCAサイクルに基づき、毎年度見直す。

(3) 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、保護者・児童・教職員等により適正に自校の取組を評価する。

- ① いじめの未然防止するための取組に関すること。
- ② いじめの早期発見、早期対応に関する取組に関すること。

年間指導計画

月	学校行事	学校いじめ対策	その他・備考
4月	始業式 入学式 授業参観 学級懇談会 PTA総会	学校いじめ対策委員会 学校いじめ防止基本方針及び組織の決定 学校ホームページへの掲載 相談窓口の周知 いじめ防止啓発強化月間 SOSの出し方教育	教科・領域等年間計画 作成 各学級のルール作り
5月	いじめゼロ集会 (児童会主催)	いじめ対策委員会 (生徒指導委員会)	ピア・サポート
6月	教育相談	いじめ対策委員会 (生徒指導委員会) 第1回学校生活アンケート、教育相談 学校いじめ対策全体会議 (学校生活アンケート集計結果・いじめ についての研修会①)	友人関係の見直し
7月	保護者面談	いじめ対策委員会 (生徒指導委員会)	
8月		いじめ対策委員会 (生徒指導委員会)	
9月		いじめ対策委員会 (生徒指導委員会)	
10月	終業式・始業式 運動会	いじめ対策委員会 (生徒指導委員会)	生命尊重の教育
11月	教育相談	いじめ対策委員会 (生徒指導委員会) 第2回学校生活アンケート、教育相談 学校いじめ対策全体会議 (学校生活アンケート集計結果・いじめ についての研修会)	友人関係の見直し
12月	保護者面談	いじめ対策委員会 (生徒指導委員会)	
1月	授業参観 学校評価 教育相談	いじめ対策委員会 (生徒指導委員会) 第3回学校生活アンケート、教育相談 (1～5年生) 第3回いじめ実態調査・教育相談	友人関係の見直し
2月	入学説明会 教育相談	いじめ対策委員会 (生徒指導委員会) 第3回学校生活アンケート、教育相談 (6年生) 学校いじめ対策全体会議 (学校生活アンケート集計結果・いじめ についての研修会③)	友人関係の見直し
3月	送る会 卒業式 修了式	いじめ対策委員会 (生徒指導委員会) 学級編成資料作成 引継ぎ資料作成	生徒指導上の諸問題に 関する調査

その他 臨時で行う会議等